

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成29年9月5日（火）

白井市役所3階会議室301

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市通学区域審議会委員の委嘱について

議案第2号 白井市外国語指導助手業務委託者選定委員会委員の委嘱について

議案第3号 白井市指定文化財の指定について

7. 協議事項

協議第1号 教育委員会組織の見直しについて

協議第2号 「白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の一部改正及び「白井市立白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱」の制定について

8. 報告事項

報告第1号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

報告第2号 平成29年度教育費補正予算（第2回）について

報告第3号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

9. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 川嶋 之絵

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 染谷 敏夫

教育部参事 吉田 文江

教育総務課長 岡本 和哉

生涯学習課長 川上 清美

文化課長 山本 敏伸

学校給食共同調理場所長 中島 真五

書 記 中村 秀樹

書 記 品川 太郎

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 これから平成29年第9回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 会議録署名人の指名をいたします。

石亀委員と川嶋委員に署名をお願いします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いいたします。

○小林委員 訂正をお願いします。27ページになります。下から三つ目の私のところの3行目になります。

「最近、またはやり出したというか」の次からの意味がさっぱりわからないので、そのあとから「そうすると」の間に、「全国一斉の学力テストが実施されていますが」という内容を入れていただけますか。

それから、もう一つ、29ページの最後、これも私のところで、「教育費の割合、市長の言葉でいうとどうなのでしょう」というのも全く意味がわからないので、恐らく他の支出と比較してどうなのでしょうと言ったと思いますので、「教育費の割合を」の後に「他の支出と比較して」をいれていただければと思います。以上です。

○井上教育長 事務局よろしいでしょうか。

それで修正のほうをよろしくお願いいたします。

ほかにごございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

○井上教育長 委員報告を行います。各委員からお願いいたします。

○川嶋委員 8月10日木曜日の日に、西白井複合センターにて、放課後子ども教室実行委員の会議を開きました。安全指導委員とコーディネーター、そして事務局とともに、今年度の放課後子ども教室の実施内容について話し合いの場をもっていただきました。これから、既にもう月曜日から始まっているのですけれども、最後までけがや事故がないよう楽しく続けていきたいと思っております。報告は以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 私から教育長報告を行います。

この夏休みに、8月17日から8月26日まで、青少年国際交流派遣事業が行われました。私は帰国のほう、8月26日の日に、成田空港にお迎えに伺いましたけれども、生徒の皆さんも、また、職員の皆さんも元気に帰国されてきて、とても充実した顔をされていました。迎えに来られた保護者の方々のご意見では、教育センターのホームページに向こうの様子をカメラで撮って、画像をたくさん載せていたので、非常に日々の子供たちの活動や生活がわかって良かったということでした。

続きまして、8月31日に積水化学のほうから陸上競技場で練習をしているということで、3,000メートル障害に使う水路の寄贈を受けまして、そこで感謝状を市長から贈呈させていただきました。以上でございます。

それでは、委員報告、教育長報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第3号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」は、これは個人に関する情報であるため、非公開がよろしいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第3号につきましては非公開とさせていただきます。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、高城委員を指名したいと思います。

それでは、6の議決事項、7、協議事項及び8、報告事項に係る議事の進行について、高城委員によりお願いいたします。

○高城委員 ただいま、教育長より指名されました高城でございます。

これより、6、議決事項、7、協議事項及び8、報告事項に係る議事の進行を行いますので、ご協力をお願いいたします。

議案第1号 「白井市通学区域審議会委員の委嘱について」

○高城委員 6、議決事項、最初に6の議決事項についてお願いいたします。

議案第1号「白井市通学区域審議会委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

吉田教育部参事、お願いいたします。

○吉田教育部参事 それでは、「白井市通学区域審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

白井市附属機関条例第4条第1項の規定により、白井市通学区域審議会委員を別紙のとおり委嘱するものです。

提案理由でございますが、本案は、白井市立学校の通学区域の適正化等を図るため、新たに渡邊登代子氏ほか9人の委員を委嘱するものです。

裏面の別紙をご覧ください。

条例において、委員10人以内で組織するとございます。委員の構成については、学識経験を有するものと公共的団体等の代表者と教育機関の職員の3区分で構成することとなっております。

学識経験を有するものとして、2名委嘱したいと思います。

1番の渡邊登代子、健伸行田幼稚園の園長。

2番、赤瀬幸子、白井第二小学校の学校評議員でございます。

公共的団体等の代表として、5名委嘱したいと思います。

3番、石川史郎、PTA連絡協議会会長。

4番、富澤美樹子、白井第二小学校PTA会長。

5番、石毛寿美子、白井第二小学校区地区社会福祉協議会会長。

6番、酒井昭彦、今井自治会会長、白井市自治連合会第二小学校区支部長。

7番、秋谷政巳、名内自治会会長、白井市自治連合会第二小学校区副支部長でございます。

教育機関の職員として、3名委嘱したいと思います。

8番、田代成司、池の上小学校長、白井市校長会会長でございます。

そして9番、鈴木直人、白井第二小学校校長。

10番、小泉淳一、白井中学校校長でございます。

以上の10名です。任期としましては、2年間ということで委嘱をしたいと思います。よろしく審議をお願いしたいと思います。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

議案第1号について、ご質問等がございましたらお願いします。

○小林委員 現在は、白井第二小学校が特認校になるということでありましたけれども、白井市全体の学校につきまして、あるときから、特別な理由等あれば、ほかの学校に自由に行けるというようなこともありましたけれども、そういう通学区域の今までの白井市の経過というのが、一応、流れを教えていただければと思います。歴史といいますか。普通は大抵、この学区はここに行かなければいけないというふうに最初は決まっていたけれども、いじめの問題とか、そういうようなことで、通学区域を超えて行けるような、そういう例が出てきたと思うのですけれども、そういうような白井市の歴史といいますか経緯を教えていただきたいと思います。

○井上教育長 私からご説明させていただきたいと思います。

通学区域につきましては、これはもう学校教育法で決められた学区の学校に行くということが、まず大前提になっております。これは白井市だけではございませんけれども、全国的な流れとほぼ白井市の場合は重なっておりますけれども、まず大きな流れとしては、いじめへの対応ということで、いじめが大きな問題になった十数年前のことだと思いますけれども、いじめにより、避難的に通学区域

を超えて学校を変えられるとすることができるように、これは文科省からの、当時、文部省ですけれども、通達により、それは十分認めていこうということで、一つ大きな流れがございます。

それから、部活動に関して、希望する部活が指定された中学校にない場合には、部活動を選ぶために、指定された学校以外にも通学できると、これも認めていこうと、これも全国的な文科省から出された流れでございます。

その他、本市に関しましては、学校の大規模化により、特にベリーフィールドの開発により、大山口中学校と七次台中学校、それから大山口小学校と清水口、七次台小学校の特にけやき台の部分だと思えますけれども、このところを変更してきたという経緯があると思えます。今回はそれとは全く別個に、魅力ある学校づくりということで、市が主体となって、まずは第二小学校の魅力づくりからということで、小規模特認校という制度を設けるということで、これまでは、色々な問題に対応せざるをえないという状況でやってきたことでございますけれども、今回の第二小学校に関しては、積極的というか、先を見た魅力ある学校づくりということで、先を見越した取り組みであるかなというふうには考えております。

○高城委員 ありがとうございます。小林委員、よろしいですか。

○小林委員 そうしますと、基本的には、その学校の大規模化によって、こちらのほうに学校区を変えるとか、そういうことのための審議委員会の委員の選定ということですね。

○井上教育長 今回は、第二小学校の今回の審議会の認定につきましては、第二小学校の小規模特認校に向けてということですが、もちろんその後、新たな学区についての課題が出てきたときには、対応していただくということになりますけれども、現在のところは、その課題については把握はしておりません。

○高城委員 ほかにございますか。

○石亀委員 まず大前提の目的がちょっとよくわからなかったです。白井市通学区域審議会委員の委嘱、今までもあったと思いますが、その任期が終わったからということなのか、新たに開始することなのかということが、ちょっとわかりませんでした。白井市内の全体の通学区域を改めて見直すということなのかと最初に思いました。二小関係の方が多のはなぜかなと思いました。二小が小規模特認校の指定に絡んでということで、その二小を希望する人たちについて主に審議をするという目的なのかということですね、今のお話ですと。ちょっとその辺の、これが今こういうふうに議案として出された大もとの意味がちょっとよくわかりませんでした。

○染谷教育部長 通学区域審議会につきましては、常設としていないです。その都度、市から課題があった場合に諮問をしているということで、既に前の審議会の委員の方々は任期が切れて空白の状況です。

これまで、先ほど教育長からありましたけれども、大規模校の学区の変更だとかは、本来の白井市の通学区域審議会は、市全体を見渡した中で審議をしているのですけれども、特に白井市の場合はニュータウン事業があって、第一小、第二小、第三小、それから白井中という既存の今までの学校があった中で、ニュータウン地区の新たな開校に合わせて、それぞれの学区の変更をしてきています。その中で、全体を見渡しながらも、第一小なら第一小の学区の変更ということで、その地域の方々を主に委員としてお願いをしてきております。今回は第二小学校の小規模特認校として扱うために、基本的には特認校を目指した審議会の審議をお願いしたいということで、一定の区域、一定の学校という

ことですが、その中でも全体を見渡せるということで、PTAではP連の会長、運営関係では学校長、校長会の会長さんということで、全体を見渡せる方々も入れながら、今回、委員のほうの選任をさせていただくということでございます。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにもございますか。

○石亀委員 1番に名前のある渡邊登代子さんですけれども、国語に造詣の深い方ということでお名前は聞いたことがあります。渡邊先生に期待しているものを教えてください。

○吉田教育部参事 渡邊登代子氏でございますが、元船橋の小学校の校長先生でした。その後、退職されてから、幼稚園の園長先生をずっとやられているということと、あと、先ほどお話がありましたが、国語が小学校でもご専門で、小学校の国語の授業の講師としても多数の学校で呼び立てしております。それから、就学時健診の際、保護者の方に講話をお願いしているような形で、何年かここ続いております。幼稚園の教育もよくご存知ですし、白井第二小学校でも国語の授業の講師の先生として来ていただいており、実態もよく把握されているということで委嘱させていただきました。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

○石亀委員 では、何かしら皆さん二小あるいは白井中学校区に関連のある方。P連会長さんであるとか池小の校長先生、秋谷さんは白井市の要職でいらした方ですので、全体を見て判断していただける方。すべてのお子さんについて公正な目で判断して下さる方々がそろったという理解でよろしいですか。

○吉田教育部参事 そうでございます。よろしくお願いたします。

○高城委員 ありがとうございます。あとはよろしいですか。

それでは、ご意見等がないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高城委員 ありがとうございます。

それでは、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

○議案第2号 「白井市外国語指導助手業務委託者選定委員会委員の委嘱について」

○高城委員 続きまして、議案第2号「白井市外国語指導助手業務委託者選定委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○吉田教育部参事 それでは、議案第2号「白井市外国語指導助手業務委託者選定委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本案は、現在の白井市外国語指導助手業務の委託契約期間が、平成30年3月31日で終了し、来年度平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間、白井市外国語指導助手業務委託業者を選定するために、白井市外国語指導助手業務委託業者選定委員会委員を委嘱するものです。

裏面の白井市外国語指導助手業務委託業者選定委員会名簿をご覧ください。

委員として、教育機関の職員、新倉一宏、七次台中学校校長。

2番、鈴木直人、白井第二小学校校長。

3番、西宮磨紀、大山口中学校教諭。

4番、阿部俊之、大山口小学校教諭。

そして、市の職員といたしまして、教育部部長、染谷部長。教育センター室長、宗政室長。そして、私の吉田です。以上7名を委嘱または任命をするものです。

委員の任期につきましては、委嘱の日から委託業者を選定するまでとなっております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○高城委員 ありがとうございます。

議案第2号について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○石亀委員 中学校の先生もいらっしゃるのですけれども、教科は英語の先生ですか。

○吉田教育部参事 そうです。英語です。

○石亀委員 直接このメンバーの皆さんは、選定委員会の委員の皆さん、この方をお願いするという事で、特に何の問題もないと思います。ALTを派遣を委託する会社を選定するという事ですね。今までの問題点と今後どういったところを重点的に求めていきたいかということはこのメンバーの方たちが把握していらして、選定してくださるということだと思っておりますが、次回の選定委員会の皆さんに、こういうところを重点的に考えて選定してほしいというようなお考えはありますか。

○吉田教育部参事 次期学習指導要領が実施されるようになりまして、特に小学校につきましては、3年生、4年生が外国語活動ということで、週1時間。5、6年生が英語の強化ということで、週2時間ということで、授業時数も増えてまいります。それにしっかりと対応できるようにということで、もちろん教員のほうでしっかりと進めていかなければいけないわけですが、ALTの力をお借りするのも非常に大きいところがありますので、今後の新しい指導要領に沿って、円滑に授業が進むように、そのような、会社にも提案等をしていただくような形で、審議していただくとの視点で見ていきたいというふうに思っております。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。ほかにございますか。

○小林委員 かつてと比べると、派遣会社と実際の教務教員の現場でのそれが良くなってきていると聞いているのですけれども、やはり派遣会社への問題というか、それはあるのでしょうか。それを聞きたいと思います。

○吉田教育部参事 これは、派遣会社とは業務委託ということになっておりますので、学校の職員のほうから指示を出すことはできませんので、この派遣会社とそれがスムーズに、学校と連絡等がとれて、そこからALTのほうに指示がしっかりと行くような形ですね、それが円滑にできるのが一番のように考えています。

○小林委員 現場の先生方の打ち合わせがかなり大変というか、打ち合わせに無いことは教えないだとか言われちゃうようなこともかつてあったと思うのですけれども、その辺の問題等、恐らく現場の先生方、非常に苦労されていると思うのですけれども、そういうことも含めまして、いわゆる派遣会社のほうができるだけスムーズに行くようにしてくださる会社を選んでいるわけですね、それを聞きたかったです。

○染谷教育部長 ALTの業務委託になりますけれども、基本的に受けていただくのは派遣会社になりますが、仕事としては業務委託になりますので、先ほど参事のほうからありましたけれども、業務委託の場合は、直接ALTに指示、指導ができない形になります。ですから、まずは受託してくれる

派遣会社のほうが、ALTの業務に対して相当の理解と、それからALTの研修だとかそういった資質の向上、そういったところの、まずは大きな役割があります。学校現場のほうから委託業者に対して改善、あるいはこういうことをもっと進めてほしいというような要望を出した場合には、受託業者が各ALTに指示をしてやっていきます。

また、実際の運営の中では、委託業者も含めてALT全員が集まって、共通の認識と共通のやり方、計画づくりということでやっておりますので、そこは意思疎通をしっかりとっていくというのが一つ、これは会社のほうの業務に対する判断の一つになります。

今回、ALTについては、今まで9人のものを13人ということで、新しい学習指導要領の対応ということと外国語教育の充実ということで、4名増員をして、今回委託をするものでございます。また、今までは3年間という委託期間でしたけれども、今回は5年ということで、これも新しい学習指導要領が完全実施ということで、平成32年ですかね、そこに向けて、3年であるとやはり計画的な指導ができないということで、今回長い期間を設けてやらせていただくということで進めております。ですから、大変選定に当たっては重要な案件になってきますので、これまでのALTの判断基準プラス学習指導要領への対応の方針、それとさらにALTの質の向上といったところを主に見ていきたいなというふうに思います。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。

○吉田教育部参事 学校現場では、先ほどお話したように業務委託ということで、指示等は出せないのですが、その分、年間各学校で2回ほどALTを交えての研修会を教職員と行っております。そのときにももちろん、業者の方もいらして、その後、学校の職員の声を聞き、またそれをALTに生かしてくださるような形になっていますし、あと、月ごとに報告等もしておりますし、また業務委託の方もALTの様子を授業参観等していただいておりますので、その機会に管理職と担当の教員とそのALTの様子、そして状況、お願いしたいこと等は伝えるような形で行っておりますので、そのような形で現場では行っています。

○高城委員 ありがとうございます。

○小林委員 今までも訪問した学校では、ALTの先生はよくやっているということは聞きますので、くれぐれも現場の先生に問題が起こらないような、そういう意思疎通とかALTと現場の教師との連携を通して、できるだけ人間関係がうまくいくようになっていったらいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高城委員 ありがとうございます。

○石亀委員 今の小林委員の意見とほぼ同様なのですが、ALTの皆さん、私も学校訪問に行ったときには、いつも元気のいい、ALTの方々に多く出会っています。いつも本当に楽しそうな授業であると思っています。

ALTの方、ALTの派遣会社だけに求めるだけではなく、先生方も、英語の余り得意でない先生も実際、小学校の先生の中にはいらっしゃると思います。学習指導要領が変わるまでに、ALTの方とは年2回研修をというお話もありましたけれども、先生方の意欲を上げていただけるような、さらに研鑽を積んでいただくような機会を計画をしていかれる予定はありますか。先生方も同様に同じくコミュニケーション能力を高めていくということが大切だと思っています。

○吉田教育部参事 今年も県のほうの英語関係の小学校の教員を対象とした研修もありますし、夏の

センター室主催の研修においても、英語をテーマにした研修等も行っております。また、市の教育研究会でも英語の担当の先生達が集まって、情報交換等をしていながら高めていくような場も設けております。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、教職員とALTがチームとして、教職員は毎日子供に触れておりますので、ぜひ1人だけではなくて、チームとして、今後の外国語の授業を期待していきたいと思っております。

それでは、ご意見がないようですので、議案第2号についてお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高城委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

○議案第3号 「白井市指定文化財の指定について」

○高城委員 続きまして、議案第3号「白井市指定文化財の指定について」説明をお願いします。

○山本文化課長 それでは、白井市指定文化財の指定について提案させていただきます。

白井市文化財保護に関する条例第4条第1項の規定によりまして、市の区域内にある重要な文化財を白井市指定文化財に指定したいので提案するものです。

提案する文化財は、木通内遺跡の墨書土器になります。

資料の1ページをご覧ください。

こちらの土器は、平安時代の土師器の坏で、土師器は、須恵器、土師器の土師器、つまり、低温で焼いた土器になります。坏というのは、皿でもなくお椀でもないというような、少し深い器になります。土師器の坏で、胴部に馬手と墨書されている。白井市には江戸時代に牧が置かれるなど馬との縁が深いですが、この墨書土器は市内で確認された馬に関する文字記録として最古のものであり、当市の歴史上重要なものです。

こちらの土器なのですけれども、品質、形状につきましては、ろくろ形成、4分の1が欠損しています。一番底の部分と下の部分がへら削りで、回転糸切り痕が残っています。頭部に横並びに縦書きで、馬手とこちらのほうで把握しておりますけれども、2文字の墨書があります。茶褐色で小石雲母粒子を少々含んでいます。寸法は、上部の口径が12.2センチ、底の部分の口径が6.8センチ、高さが4.2センチになります。

制作年代は平安時代の中頃、9世紀中頃と推定されます。

なぜこのような土器が発見されたかというのは、昭和51年3月に、平塚地区の個人が畑作業の際、発見したもので、その後、千葉県立風土記の丘で保管され、平成29年3月に白井市に移管され、現在に至っております。所有者は白井市になります。

次に、文化財指定書案ですけれども、隣のページのとおりになります。

なお、本件指定にあたりましては、平成29年8月25日付で市文化財審議会に諮問し、同日付で指定が適当との答申をいただいております。説明は以上になります。

○高城委員 ありがとうございます。

議案第3号について、ご質問等がございましたらお願いします。

ご意見等がないようですので、議案第3号についてお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高城委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

以上で議決事項を終わります。

○協議第1号 「教育委員会組織の見直しについて」

○高城委員 協議事項第1号「教育委員会組織の見直しについて」説明をお願いいたします。

岡本教育総務課長、お願いいたします。

○岡本教育総務課長 それでは、教育委員会組織の見直しについてご説明をさせていただきます。

まず初めに、資料の6ページをご覧ください。

6ページには、5、まとめとしまして、今年度からの組織の見直しにおける変遷をまとめさせていただいてあります。

平成29年度は、現在の教育委員会組織は、教育総務課が2班1室。学校教育課が2班1室、1共同調理場。生涯学習課が2班1施設。文化課が1班1センターの4課体制となっています。

平成30年度は、現在の組織を教育総務課が2班1室と変更はなく、学校教育課及び教育センター室を廃室して、学務課として1班、指導課として1班1共同調理場に見直し、生涯学習課に文化課、文化班を所管替えして3班1施設。また、文化課を廃して文化センターとして4班の4課1教育機関体制に変更するものでございます。

さらに平成31年には、新しい給食センターが事業を開始しますので、それに合わせまして、教育総務課の給食センター建設準備室を廃室。また、共同調理場の班名を変更することにより、今回の組織の見直しが整う予定です。

なお、今回の組織の見直しについての職員の配置については、今後、各課等の事務分掌等を整理して、事務事業量に応じた配置をしたいと考えています。

それでは、詳細についてご説明をさせていただきますので、資料の1ページをご覧ください。

まず、1、見直しの目的についてですが、教育委員会における行政組織の見直しについては、これまでも事務分掌の見直しなど課単位において行ってきたところですが、教育行政については、総合教育会議の設置や新しい教育委員会制度への対応を図るとともに、学力の向上に向けた取り組み、また次期学習指導要領への対応を図ることにより、きめ細やかで魅力ある学校教育のさらなる拡充、教育関係施設の的確な管理と老朽化への対応、また、多様化する社会教育・生涯学習ニーズへの対応及び未来への文化の継承が求められています。このような状況から、限られた職員数で的確に行政課題に対応するためには、教育委員会組織を横断的に見直すことにより、より効率的・効果的な体制を構築し、組織の活性化を図り、また将来を見据え、持続可能な行政運営が行えるように組織力の向上を図ることを目的としたものでございます。

次に、2、見直しに当たっての基本的な考え方についてですが、今回組織の見直しを行うにあたっては、まず、新たな事務事業の増によって必要となる場合以外は、現行の課、班等が肥大化しないこと及び職員数についても増加とならないように配慮することとしました。なお、職員の配置については、事務事業量の変更に伴い適正に配置し直すこととしたものでございます。また、今回の見直しは、

事務事業の効率化、統一化、また課、班、職員相互の連携の強化、職員の事務負担の軽減、均等化、市民にとってわかりやすく、市民サービスの向上につながる組織を目指すこととしました。

その検討の結果について、資料1ページ中段から、3、検討課題として、また、2ページ下段からは、4、検討結果として載せておりますので、順次ご説明をさせていただきます。

まずは、資料1ページ3の検討課題をご覧ください。

まず、各課の現状における検討課題についてになりますが、(1)教育総務課は、一つ目として、総合調整部門として役割の強化が必要であるということ。

二つ目として、学校教育課業務との事務の整理が必要であるということ。

三つ目として、各施設の管理が各課対応である状況で、専門職が管理していないことによる非効率の三点です。

2、学校教育課としては、一つ目としまして、学力の向上、特色ある学校づくりへの支援及び次期学習指導要領実施に向けた事前準備と実施後のさらなる支援の拡充が必要であるということ。

二つ目としましては、指導班と学務班での事務整理が必要である。

教育センター室との業務の整理及びさらなる連携が必要ということが三つ目です。

四つ目として、いじめや不登校などの対応強化のため、教育相談室及びヤングハートしろいの拡充が必要であるということ。

五つ目としましては、学校給食共同調理場と桜台小中学校の給食事務が非効率であるという点で、以上五点です。

生涯学習課は、一つ目として、生涯学習と文化施設の連携が十分でないことによる社会教育の一貫性・統一性が希薄となっているという点。

文化課では、一つ目として、文化課と文化センターの関係がわかりづらいということ。

二つ目として、文化行政について市民サービスの支障をきたしている、または文化課職員のサービスが不明確な状態という二点が、それぞれの課における課題として挙げられたところでございます。

今、ご説明しました課題から、教育委員会としてまとめた教育委員会組織の見直しの内容については、2ページからの検討結果として記載してありますので、そちらについてご説明をさせていただきます。

教育総務課から順次説明してまいります。検討結果それぞれの項目の横にありますアスタリスクについては、実施年になりますのでよろしくお願いします。

それでは、資料の3ページをご覧ください。

教育総務課については、ポイントとしまして、計画の策定及び進行管理、また委員会全体の総合調整を図る職員の意識改革の必要性や学校関連業務の明確化、効率化を図るための事務分掌の調整。また、教育施設の管理体制の見直し等について検討を行いまして、資料2ページに戻りまして、(1)教育総務課をご覧ください。

教育総務課については、総務班の業務として、1点目として、事務分掌に計画調整にかかる事務という文を加えるということ。

2点目のバス運営に関する業務、経費、事務については、変更はありません。

また、施設班業務に関して3点目としまして、小中学校を運営するための事務経費業務を学務課学務班に。小中学校の教材用図書及び教材用備品業務を指導課指導班に移管すること。

また、各教育関係施設の管理の一元化を平成30年度から段階的に実施していくということになります。

資料3ページになりますが、4点目としまして、学校給食センター建設準備室は平成30年度をもって廃止することとしました。

続きまして、学校教育課になりますが、検討のポイントとしましては、学校への支援の強化及び学校教育の拡充を図るとともに、事務の効率化について。

また、資料4ページになりますが、いじめや不登校対策の充実や新共同調理場の稼働に合わせての各種業務の見直し、また桜台小中学校給食業務の見直し等について検討を行ったところでございます。

資料3ページになりますが、(2)学校教育課になります。

学校教育課については、1点目として、学校教育課を廃し、新たに学務課及び指導課を設置するということ。

2点目として、先に説明しました教育総務課施設班の一部事務を学務課及び指導課に移管すること。

3点目としまして、教育センター室を廃し、センター室の業務を指導課に移管すること。

4点目としまして、学校給食共同調理場に関しては、新センターの稼働後に管理班を給食班へ班名を変更すること。また、食育業務を一元的に推進、桜台小中学校の給食に関する事務の一元化及び桜台小中学校の給食費を市会計に変更することとしたものでございます。

資料4ページをご覧ください。

生涯学習課になりますが、生涯学習課は検討のポイントとしまして、社会教育としての生涯学習の充実、またスポーツ及び文化芸術の進行を総合的に行う必要がある点について検討を行いまして、

(3)生涯学習課として、文化課から文化班を所管替えし、3班体制とすることとしたものでございます。

資料5ページをご覧ください。

文化課については、検討のポイントとしまして、文化課と文化センターの関係性、また文化財関係事務の市民サービスの向上、さらに職員のサービスの明確化や文化センターの特色ある運営方法等について検討を行いまして、(4)文化課として、1点目としては、文化課を廃し、文化班を生涯学習課に所管替えを行うこと。

2点目として、文化センターを部に所属する教育機関として新たに文化センターの施設管理や庶務等を担当する管理班を設置することとしたものでございます。

最後になりますが、資料7ページになりますが、こちら6、今後のスケジュールを載せております。

今年度後半では、組織の変更案に合わせて、別添にあります事務分掌変更素案をもとに、各課の主任さんたちと事務分掌の精査を行っていくとともに、関係条例、関係規則等の改正準備を進めていく予定でございます。説明が前後しまして申しわけございません。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○高城委員 ありがとうございます。

協議第1号について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○石亀委員 何年か前にも、何々課という、生涯学習課の中でも課が減ったり増えたり、増えてはいないと思いますけれども、組織を変えたりということがあったと思いますが、今回もすごく大幅な組織の見直しだと思います。職員の方々の人数というのか、その辺の、こういうふうに変える、

効率よくされているのだと思いますが、人数的にはどうなのでしょう。お一人の負担が重くなるのか、軽くなるのか、その辺の働く方々の立場に立ってみたところでは、いかがでしょうか。

○岡本教育総務課長 基本的に見直しに当たっての基本的な考え方にも少し触れさせていただいていますが、今回の見直しについては、職員が増えるという考えはしておりません。現状の職員を事務分掌に合わせて、それぞれ配置をし直すという形でございます。ただ、その際に、1人の職員に事務が偏るようなことはないように、事務量についても均等化、あるいは軽減できるような形で考えていきたいと思っております。今回、組織の見直しということになるに至ったということについては、現状として、市職員全体の職員数が年々減ってきているというような状況がある中で、そういった部分を含めて、今後効率的な組織を見ていかないと、これから業務としては、次期学習指導要領とかいろいろと出てきますので、そういった部分に対応していくための組織の見直しをしていきたいというふうに思っています。以上です。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかに。

石亀委員。

○石亀委員 学校教育課の中では、教育センター室という名前がもうなくなってしまうということですよ。教育センター室が指導課ということになるということなのですけれども、教育センター室、余りほかの市町村で聞かないので、名前がとても白井らしくて、すごく親しみが持てる、学校に悩みのあるお子さんや保護者の方が訪ねやすいというのはあったのかなというふうに思っています。庁舎も新しくなって、本当に新しいかつちりした雰囲気、教育センター室という名前もなくなる、新たに「指導課」となったときに、市民の皆さん、学校にかかわる生徒さんや保護者にとっても訪ねやすい場所であってほしいなというふうに思っています。もちろん、今までと業務内容が変わってしまうということはないと思いますが、雰囲気づくり、指導課に変わっても、ここに誰でも困ったら来ていいのだよというような雰囲気づくりを大事にしていきたいかなと思います。

○染谷教育部長 まず、今回の見直しというのは、大きな、新たな教育需要というのが高まってきています。学習指導要領もそうですけれども、市においては、公共施設の約7割が教育施設になっている状況で、これの老朽化対策もやっていかなければいけない。それともう一つは、特別な支援を要する子供たちへの対応ということ。それから、文化、社会教育行政が、本来一緒であるべきものが、別々の課になっていたというのを直さなければいけない。それと文化センターというのが、三つの班がありますけれども、それぞれ特徴のある非常に大きな業務を行っている。これについては、やはり一つの課に属する機関ではなくて、市全体の教育の機関として位置付けるということで、機関そのものを格上げしています。ということは、特に文化会館、図書館は非常に重要な施設ですから、これの機能をさらに強化していきたいということで、そういう手をさせていただきたいと思っております。

特に、今回のメインとしては、学校教育課を二つに分けるということで、これまで馴染みの深かった教育センター室を廃止するということですが、これは、学校教育については、非常に高まりつつある、子供たちの学力の向上、心身の向上ということで、大変大きなウエートを占めているし、白井市の教育というのを全面に出していったときに、学校教育のニーズが非常に高い。その機能充実ということで二つの課を設けて、馴染みのあったセンター室を廃止するわけですが、そこは新たに、ここにも書いてありますけれども、教育相談室を拡充していく。今までセンター室で対応し

ていた相談だとか、来やすい状態というのは、相談室でしっかり受けていくという形にしたいということでございます。今、ご指摘にあった、馴染みの深かったものがなくなっていくのは大変かと思えますけれども、逆に相談室の機能を高めて、相談しやすい体制を課の中でつくっていく。今まで一つの課であったところを二つの課にして、課として主要な業務として、相談室機能を高めていくということを取り組みたいというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにごございますか。

ご意見がなければ、協議第1号についてお諮りいたします。

協議第1号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○高城委員 ありがとうございます。

それでは、協議第1号は原案のとおり決定いたします。

○協議第2号 「白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の一部改正及び「白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱」の制定について

○高城委員 続きまして、協議第2号「白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の一部改正及び「白井市立白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱」の制定について説明をお願いいたします。

○吉田教育部参事 それでは、協議第2号についてご説明いたします。

本協議は、白井第二小学校において小規模特認校の指定に当たり、「白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の一部改正及び「白井市立白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱」を策定するため、別添のとおり協議させていただくものです。

協議の資料につきましては、1ページから7ページまでが、白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正の案です。8ページ以降が、白井市立第二小学校小規模特認校指定実施要綱案となっております。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

1ページをご覧ください。

通学区域に関する規則につきましては、学校教育法施行令第5条第2項及び第6条の規定により、白井市立小学校及び中学校の通学区域に関し必要な事項を定めたものでございますが、この度、白井第二小学校において、小規模特認校に指定するに当たり、必要な事項について一部改正を行うものです。アンダーラインを引いた箇所が改正の箇所でございます。

4ページをご覧ください。

こちらは、第2条で規定している白井市内の小学校、中学校の通学区域を定めている別表になります。小規模特認校とは、市内全域を通学区域として認める学校であります。この別表に定めてある学校区ごとの通学区域を変更するものではございません。あくまでも規則で定めている通学区域についてはそのままとし、通常、住所地によって指定される学校から一定の条件のもと、小規模特認校である白井第二小学校への変更を特例として認めるというものです。

もう一度1ページをご覧ください。

今回の規則の一部変更は、この指定学校の変更の申し立てとその審査及び審査結果の通知について、新たに第3条、第4条及び手続に必要な申請書の様式を定めたものです。また、第3条の前段の通常の指定学校の変更については、これまで学校教育法施行令第8条の規定を運用し、規則の規定はしておりませんでした。今回特例として小規模特認校を指定し実施することに合わせて、改めて規則で明文化したものでございます。

続いて8ページをご覧ください。

こちらは、白井市立第二小学校小規模特認校指定実施要綱（案）でございますが、白井第二小学校を小規模特認校に指定し実施するに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

白井第二小学校におきましては、市内でもっとも広い通学区域ですが、現在の在籍児童数が91名となっており、学校規模の維持向上については、土地利用の観点からは、新たな児童の社会的増加が見込めないため、当該校を小規模特認校に認定し、一定の条件のもとに指定校変更を行って、入学または転入を認めることにより、特色ある教育活動を展開する中で、豊かな人間性を培うとともに、児童数の適正化を図ることを趣旨としております。

次に、第2条の就学条件でございますが、1ページの通学区域規則の第3条、後段のただし書き以下で規定している白井第二小学校への小規模特認校制度の利用により、指定学校の変更を行う場合の条件を規定しております。

1、白井市内に住所を有し、児童を就学させている者、または就学を予定する者とする。

2、通学上の安全確保については、保護者の責任において行い、その費用については保護者の負担とする。

3、入学・転入する児童の心身の状況が、遠距離通学に耐えうるものとする。

4、通学期間は1年以上で、かつ卒業まで通年通学とする。

5、保護者は、当該校の経営方針や教育活動について理解し、協力する。

以上の1号から5号までの条件を全て満たしている場合において、就学を認めるものとします。

次に、第3条の就学定員についてですが、当該校の児童数を勘案し、白井市教育委員会（以下「教育委員会」）と当該校の校長が協議して定めるものとしておりますが、あくまでも小規模校のよさを生かして実施していくものでございますので、1クラス20名前後を想定しております。

第4条の就学手続については、こちらも1ページの通学区域規則の第3条、後段のただし書き以下で規定している白井第二小学校への小規模特認校制度の利用により、指定学校の変更を行う場合の規則に定める以外のことについて規定しています。

1番、特認校変更希望する児童生徒及び保護者は、規則第3条に規定する小規模特認校就学申請書を教育委員会に提出後、当該校の校長との面接を受けるものとする。

2、当該校の校長は、面接を行った後、受け入れにかかわる意見書、様式の第1号、こちらを作成し、教育委員会に提出するものとする。

小規模特認校の就学申請は教育委員会で行いますが、白井第二小学校を実際に見ていただき、学校の経営方針や教育活動について理解し、協力していただける方を判断するのに学校長と面接を行うことと学校長からの意見書の提出について規定するものです。

第5条については、就学を許可した後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき、または第3条の就学条件を満たさなくなったことが判明した場合の就学の許可を取り消しについて規定

しております。

第6条については、第2条4号の就学条件で、通学期間は1年以上で、かつ卒業まで通年通学とするとしておりますが、白井第二小学校を卒業後の進路について規定しております。小規模特認校制度の利用により白井第二小学校へ指定学校を変更している場合は、中学校においても、白井第二小学校区の中学校区である白井中学校への就学を認めるものです。協議2号の説明は以上でございます。

○岡本教育総務課長 議長、すみません、質疑に入る前に議案の訂正をお願いします。

議案1 ページ協議第2号の題の2行目になるのですが、白井市立第二小学校小規模、これ白井第二小学校の間違いです。申し訳ございません。これ確認ミスになります。白井市立白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱の制定についてになります。訂正のほうよろしくをお願いします。

○高城委員 すみません、もう一度確認します。

○岡本教育総務課長 協議第2号の表題2行になっていると思うのですが、その2行目。

○井上教育長 何条の2行目ですか。

○岡本教育総務課長 表紙です。表題の2行目です。白井市立第二小学校が白井市立白井第二小学校になります。

○高城委員 ありがとうございます。

協議第2号についてご質問等がございましたらお願いいたします。

○石亀委員 小規模特認校就学申請書、6ページなのですがすけれども、就学条件というところで、条件を満たす場合はチェックしてくださいということなのですがすけれども、これって原則全部チェックが入ることが必要条件になっていますか。

○吉田教育部参事 先ほど説明しましたが、全てこれを条件としてということですよ。

○石亀委員 印象としては、とてもハードルが高いなという気がしますが、通学の方法、この5つに至るまでにどういった協議がされたかということ、提案に至るまでの経過について教えてくださいか。

私はスクールバスとかは絶対必要だろうと思っていたので、現実にはとても難しいだろうということは感じてはいますけれども、小規模特認校である第二小学校、特色のある学校です、どうぞここで勉強してくださいというには、ちょっとハードルが高いという印象があります。

○染谷教育部長 今回は、実施要綱については、他市の事例を参考に案としてつくらせていただいております。この要綱の案については、先ほど議案でありました通学区域審議会、こちらのほうにもかけて、そこでまた意見をもらった上で、地域にも示しながら決定をしていくということで、これがすぐ決定ではなくて、ここで協議をしていただいて、この方向でこの後、通学区域審議会だとか、地域の方々にもお示しをしていく中で決めていきたいというふうに思います。

ただ、ハードルが高いというのは、どこの市でも同じで、それだけ特認校については、魅力をつくらないと、なかなか児童が集まらないということもございます。なかなか小規模だということは、交通の便だとか、主要な市街地から離れているというようなところが非常に多いです。お隣の柏市でいくと、手賀東小学校というのが、バスが1時間に1本あるかないか、白井第二小学校と同じような状況かと思えます。特に、第二小学校のほうがまだ駅が近いので、そういったところもあって、通学をしてもらうには、保護者、児童の一定の負担を求められることになります。ただ、今、100人を割った段階ですから、第二小学校の魅力をますます高めていって、これが50人だとか30人にならな

いように一生懸命頑張っていきたいと思います。

また、交通網についても、ナッシー号がありますけれども、そういったところのご利用についても、やっぱり交通の空白地としての位置づけにもこの地域はなっておりますので、将来的にナッシー号の活用だとか新たな交通制度ができれば、ぜひその辺については、地域、市長部局のほうにもお願いをしていきたいというふうに思います。

また、これだけ離れますと、学童保育というのは必須の条件になってきます。学童保育も整備をしていかなければならないのと、第二小の一つの売りであります放課後子ども教室、これとの連携も今後深めていかなければいけないということで、魅力づくりはこれからはやっていきたいということで、第二小がますます小規模にならない手立てを今からしていきたいということがございます。印象として厳しい条件かもしれませんが、それでも来てもらえるような学校をつくっていくのが一つの目的ですし、この辺を理解していただかないと来てもらえないのかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○高城委員 ありがとうございます。

○井上教育長 今回の部分なのですが、6ページの就学条件の石亀委員がおっしゃった特に四角の二つ目なのですが、この文自体がちょっとわかりづらい。通学上の安全の確保については、保護者の責任において行い、安全確保は保護者の責任において行い、その費用については保護者負担、このまま読むと、安全確保の費用は保護者負担という、保険のことなのか、通学の実費についてなのかというようなことが、若干わかりづらくなっているので、ここの表現は少し検討したほうがいいかなと思います。今すぐ、ぱっといい文が思い浮かばないので、他市を例にしているのだと思うのですが、安全確保の費用は保護者負担とするということなので、多分ですけれども、ここが通学学区として認められれば、例えば通学上の事故等についての保険は、スポーツ振興センターの今までやっているもので多分対応できると思うので、安全上確保はするのですけれども、費用はそれで行われるのじゃないかと思うのです。ここ言いたいのは、多分保護者の責任において通学させてくださいということだと思うので、それはいろいろな形で、交通機関を利用したり、保護者の車でとかいろいろなことは想定できるので、そういうふうに表現自体を少し検討したほうがいいかなと思いますけれども、これいつまでに完成させなければいけないとかあります。

○染谷教育部長 これから通学審議会の意見も聞いていきますので、10月中くらいに決定をしていきたいと思いますので、最終案については、またこの教育会議のほうへ報告させていただく、そんな形にしたいと思います。

○吉田教育部参事 今回の2番のところなのですが、以前はここに、ただし保護者の責任において安全と認められる場合は、公共交通機関による通学を認め、その経費は保護者負担とするということがもどったのです。ここの部分の公共交通機関による通学という部分には、通学上の安全の確保の中に含んでということで、今回その部分は削除したので、もう一度ここのところは検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高城委員 ほかにございますか。

石亀委員、お願いします。

○石亀委員 安全確保に対する費用は、もしナッシー号に乗るのであれば、市が少し負担していただかぬ。今、吉田参事がおっしゃられたことはすごくわかりやすい。省略されたほうがわかりやすく

なると思います。通学の安心安全というのは、白井市内、安全安心に努めていますということを行っているのだけれども、二小への通学に関しての安全安心というのは、また解釈が違うのでしょうか。学校の門に入るまでは保護者にも責任があるという。すみません、基本的なことなのですからけれども、その辺。先生方も見守ってくださっていますし、保護者も協力して安全体制が整いつつあると思うのですけれども、特に二小だけ厳しいというふうに受けとめてしまいました。決められた校区内で通う子供たちとの差別化みたいな、特別なことではあるのですけれども、上から目線みたいなそういうイメージを感じてしまいましたので、通学条件の内容そのものが、これから審議される対象であるということのを伺って安心はしました。

○染谷教育部長 2個目については、もう一度精査させていただきます。ここで想定している通学上の安全確保というのは、第二小区の範囲であれば、徒歩なりナッシー号によって巡回している地域もありますので、それ以外の方が通うための条件であって、第二小の今の子供たちは条件に当てはめるものではなくて、例えば、南山から通いたいという子供がいた場合には、交通機関がありませんので、当然保護者の送迎になります。送迎の際の安全確保は、保護者で責任を持ってくださいということをあらわしています。それと費用については、送迎に伴う負担は保護者でお願いしたいと。ちょっと間が省かれちゃったので、例えば、交通機関がある地区については、交通機関を利用しますけれども、その部分についても、やはり保護者の負担で通学させてくださいというような意味合いになりますので、そこは少し表現を精査させていただきたいと思います。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにはございますか。

○小林委員 小規模特認校になるということ、既に回覧を回して知らせているのは、市としてそのままいるとどんどん第二小が減ってしまっていて、過疎化の一方だということ、市としても第二小学校を魅力として感じる者がいたら、そちらに行ってほしいとか、そういうことだと思うのですけれども。普通、その学校の魅力を発信するのに、その学校が、あるいはその地域が力を入れる部分というのがありますが、そういう部分とこれから市として魅力を感じさせる、アピールするものとか、その辺はこれから来年度に向けてどうなっていくのでしょうか。

○井上教育長 これについては、私、教育長としての考えとかビジョンでお話させていただきたいのですけれども、この第二小学校の小規模特認校、門下を開くというのは、第二小学校の魅力づくりのスタートであるということで、これで完結するものではなくて、ここからまた、これを一つのスタートとして、さらに魅力がある学校にしていくと。また、市内においても、第二小学校だけ魅力があればいいのではなくて、第二小学校をスタートして他の小中学校もこれから同じように、それぞれの学区の特色に合わせた魅力づくりをするために教育委員会として支援していくということで、この取り組みはあくまでもスタートの段階で、これからこれを広めていきたいというふうに考えているということでございます。

○高城委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにはございますか。

ご意見等がなければ、協議第2号についてお諮りいたします。

協議第2号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○高城委員 それでは、協議第2号は原案のとおり決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。

午後3時32分休憩

午後3時45分開議

○報告第1号「白井市学校給食共同調理場運営委員会の委嘱について」

○高城委員 8、報告事項。

次に、報告事項についてお願いいたします。

報告事項、報告第1号「白井市学校給食共同調理場運営委員会の委嘱について」説明をお願いいたします。

吉田教育部参事、お願いいたします。

○吉田教育部参事 それでは、報告第1号についてご説明いたします。

本案は、白井市学校給食共同調理場運営委員会の委員の任期が、平成29年7月31日をもって満了となったため、白井市学校給食共同調理場設置条例第4条第4項の規定により委嘱したので報告するものです。

今回の委員の選出につきましては、平成31年4月から稼働する新給食センターの運営を考慮したものとしています。

まず、選出区分にかかる団体からの推薦により委嘱するとともに、市民から学校給食の運営について広くご意見をいただくため、市民公募として新たに2名、大西美紀氏及び久保利枝氏を委嘱するものです。

次に、学識経験を有するものとして、再任の西印旛農業協同組合直販部の岡田浩部長と新たに栄養士の倉敷まりえ氏を委嘱し、地産地消やアレルギー対策について専門的な立場からご意見をいただくものです。医師からは新たに学校歯科医の佐藤正斉先生、学校医の鳥海佳代子先生、薬剤師から12期目となる学校薬剤師、青龍良子氏に委嘱するものです。

公共的団体等の代表者としては、南山小、大山口中のPTA会長、黒島衆慈氏、加藤秀明氏に再任として委嘱するものです。

また、教育期間の職員として、白井第三小学校、白井中学校、桜台中学校の小野義勝校長、小泉淳一校長及び榊原正策校長に加えて、新たに南山小学校養護教諭の牛島知恵子氏、桜台中学校栄養教諭の大村由香氏に委嘱するものです。

なお、資料として、現在の委員名簿を添付してありますので、参考としてください。以上でございます。

○高城委員 ありがとうございます。

報告第1号について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

高城です。

6号の市民公募のお二人、大西さん、久保さんなのですけども、職業とか経歴というか、教えていただけたらと思います。

吉田参事、お願いします。

○吉田教育部参事 大西さんと久保さんにつきましては、小学校の保護者の方であるということと、さらに、小学校の活動を通して非常に協力的にやっていたらっしゃる方、また、給食等の試食会等も参加されながらいろいろと意見を言っていたりするような状況と聞いております。

○高城委員 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、新しい公募の市民お二人、小学生のお子様がいらっしゃるということで、給食も興味があることと思います。ぜひこのメンバーで、給食センターの委員さんとして、發揮していただければと思います。

質問がないようですので、報告第1号について終わります。

○報告第2号「平成29年度教育費補正予算（第2回）について」

○高城委員 続きまして、報告第2号「平成29年度教育費補正予算（第2回）について」説明をお願いいたします。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第2号になります。「平成29年度教育費補正予算（第2回）について」ご説明をいたします。

本案につきましては、前回8月1日の教育委員会会議において審議をしていただいた案件について、補正額が確定しましたので、報告するものになります。

裏面、資料1ページから2ページをご覧ください。

平成29年度9月補正予算の一覧になります。教育部各課の補正予算の概要となっており、内容については前回説明をさせていただいている状況ですので、省略をさせていただきます。今回要求しました補正予算要求額については、前回の教育委員会会議において、教育費補正予算についてご同意いただきました後、予算要求額を修正したものもございますが、総務部、財政課と協議の結果、一部を除き補正要求額どおり承認されたものでございます。

なお、要求額と補正額の異なるものにつきましては、資料2ページ上段の教育総務課になります。9款3項3目学校建設費になります。こちらについては、右側内訳欄にあります備品購入費について財政課の査定により40万3,000円減額されたものによるものでございます。一般会計につきましては、歳出が12件で、合計5,547万2,000円の増額、歳入が3件で699万9,000円の増額となっています。すみません、資料のほうでトータルの金額が書いていない状況ですが、総額についてはそれぞれ以上のとおりになります。

また、学校給食共同調理場事業特別会計につきましては、歳出、歳入は同額となるよう対応している状況ですので、それぞれ1件で、総額11万4,000円の増額となっています。

なお、今回の補正予算につきましては、平成29年度白井市一般会計補正予算第2号及び平成29年度白井市学校給食共同調理場事業特別会計補正予算（第1号）として、それぞれ9月1日に開催されました平成29年第3回市議会定例会に議案として提案されている状況でございます。以上で説明のほうを終わります。

○高城委員 ありがとうございます。

報告第2号について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ご質問がないようですので、報告第2号については終わります。

非公開案件

報告第3号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

○その他

○井上教育長 何かありましたらお願いします。

○岡本教育総務課長 今お手元のほうに配付をさせていただきました七次台小学校の図書室増築、校舎の一部改修について、現在の概要が決まってきましたので、報告をさせていただきます。

まず、七次台小学校図書室増築、校舎一部改修についての経緯になりますが、七次台小学校区における児童生徒数については、平成25年度に大山口小学校の通学区域の一部が七次台小学校区に変更されたことや、根地区の宅地開発に伴い増加をしてきた状況で、これまでは既存の教室等の分割や転用により対応してきたところですが、平成31年度からは、七次台小学校の教室が最大2室不足することが確実なことから、昨年28年11月政策会議において、図書室を独立棟で設置しまして、既存図書室を普通教室2室に改修するという形で作業を進めてきたところでございます。

2番目の建築及び改修工事の概要ということで決まりましたのが、まず図書室棟の増築工事。施設の規模としましては、210平米程度。主な諸室は、図書室、図書準備室、玄関、多機能トイレ等になります。校舎の一部改修については、既存の図書室を普通教室2室に改修するということ。

増築棟の場所になりますが、資料2枚目になりますが、校舎A棟の西側、県道沿いのところに独立棟として、まず図書室を整備するような形になります。増築棟の構造については、木造平屋建てになります。

今後につきましては、今年度の実施設計終了後、平成30年度に予算を確保しまして、建設、建築工事、その後、新図書室への引っ越し、備品等の備えつけということで、平成30年度、年々言いますと31年3月に完了するような形で予定をしているところでございます。

現状の図書室につきましては、資料の4枚目になりますが、校舎2階にあります既存の図書室を改修して普通教室2室という形で改修するというような状況になっております。現状の報告については以上でございます。

○井上教育長 わかりました。

このことについて何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。

○吉田教育部参事 それでは、資料はございません。ご説明をさせていただきます。

白井市の学校給食共同調理場における非常勤職員への給食の提供についてということで、お話をさせていただきます。

学校給食共同調理場では、桜台小中学校を除く市内の12校に、1日約6,000食、最大で6,100食の給食を提供しております。現在、学校給食共同調理場での給食調理数がほぼ限界に達しており、今後も数年間は児童生徒の増加が見込まれるために、児童生徒への給食提供ができなくなる恐れが生じております。給食数をふやすには、調理釜や食器消毒保管庫、コンテナ等の増加が必要ですが、現在の調理場では、床面積の不足から新たに調理設備等を設置することができません。

また、今後システムの変更により、急な変更等、対応もできなくなってきました。このようなことから、児童生徒への給食数を確保するため、平成30年の1月から非常勤職員への給食提供については、次のとおり取扱うこととします。

一つ、常勤職員以外の教職員については、原則給食提供は行わない。なお、週3日以上、かつ年間を通して喫食する非常勤職員等については、配食することといたします。

二つ目に、保護者等による試食会については、当分の間中止とします。ただし、児童生徒が学校行事等で、本来食べるべき給食を食べなかった場合に、保護者が試食会ということで喫食する場合は除くこととしたいというふうに考えております。また、細かいことにつきましては、今後話し合いながら決めていくような形になると思います。以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

かなり限界が来ているというお話ですよね。ですので、今までできていたことが、子供を優先するためには、いろいろな部分がやむを得なくなるということだと思いますけれども、何かご質問等ありますか。

○石亀委員 非常勤職員は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○井上教育長 週1回とかいう方も中にはいらっしゃったりするので、それがやりづらいのだと思います。

わかりましたか。

○吉田教育部参事 介助員さんとか、学校指導員さんとか、この前会議を行いました。読書活動推進委員さんたちは63名ですね。

○井上教育長 いいですよ、中島所長から。

○学校給食共同調理場中島所長 6月分で調査したところ、講師等1日当たりで喫食する人が27名。非常勤職員で3日以上の人79名。合計で147名が対象者になっております。

○井上教育長 どうぞ。

○石亀委員 全ての学校でということなのですか。

○井上教育長 全部の学校です。

○吉田教育部参事 12校。桜台小中を除いて、自校給食ですから。

○井上教育長 結構いるのですよね。

○石亀委員 給食センター室の非常勤さんかと思ったので、そんなに人数いないだろうなど。

○井上教育長 ここでは給食はありません。学校です。

今の件については、他によろしいですか。それでは他にどうぞ。

○山本文化課長 資料のほうで、市立図書館の平成29年度の蔵書点検、結果取りまとめりましたので、報告いたします。

簡単な資料で恐縮なのですが、今年度の点検は6月に行いました。図書館と各センターの図書室5室の所蔵資料、全体では58万5,725点のうち、図書館棟の1階に並べてある開架書架、こちらの資料と各センター図書室分、約24万点の点検を行いました。なお、図書館の地下にある閉架書庫分については、34万点あるのですが、通常1階に並べておりませんので、盗難はないと判断しておりますので、こちらの点検はしていません。開架書架と各センターの図書室の約24万点の点検の結果です。結果は、365点、昨年より98点の増、不明が確認されまし

た。また、その額は、92万6,725円で、昨年より48万2,152円の増となりました。不明率は全体で言いますと、0.06%となります。ふえてしまった理由なのですけれども、一昨年、盗難が減少したことから、28年度は開架に積極的に図書とか視聴覚資料を並べた分、その分やはり盗難等がふえてしまったというふうに考えています。今後も被害をなくすよう高価な視聴覚資料や新刊図書、古いものなどでも高価な図書などについては、開架に積極的に移動するなど対策を引き続き努めます。また、館内の見回りも強化していきたいというふうに考えています。

○井上教育長 このことについて何かありますでしょうか。

小林委員。

○小林委員 この数は、いわゆる返却等を忘れてずっと返ってこないとかそういうものは関係なく、いわゆる盗まれたものですね。

○井上教育長 山本課長。

○山本文化課長 返却に伴うものではなくて、手続なしになくなっているものということで、そのまま正規の手続なしに持って行ってしまったというふう捉えています。貸して戻ってこないものについては、再三催促をさせていただきますので、最悪の形で弁償というような形になりますので、こちらは、この数の中に入れておりません。

○井上教育長 この件に関して、ほかにございますか。図書館についてございますか。よろしいですか。

では、次のほかのことにつきましてどうぞ。

○川上課長 改正個人情報保護法が、本年5月30日に改正されたことによって、PTAの個人情報の収集だとか管理について、変更が適用されることから、今まで何回となくP連から情報収集等の会議を行ってきております。今後とも、P連から各担当委員に情報提供等をさせていただくようなことで考えております。私のほうからは以上です。

○井上教育長 ということについて何かありますか。個人情報の管理が非常に厳格になったといえは厳格になったのですけれども、今までは、余りそこまではやっていなかったことが、クローズアップされてきたということで、特に新入生とかの部分とか、新入生の名簿をなんで持っているのかいうところが、役員を決める際に指摘されたりするようなことが今後増えるだろうと。これは市P連が中心となって対応していただけたと思いますけれども、教育委員会としても、バックアップできるところはバックアップしていきたいなというふうに考えています。

よろしいですか。

ほかにございますか。

なければ、以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。

次回は10月3日火曜日、1時半からとなります。通常は2時からですけれども、1時半というように30分早まっておりますので、お忘れなくお願いしたいと思います。

次回の議事の進行につきましては、小林委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、大変お疲れさまでございました。